

凡例

区分所有法
 不登法
 令
 細則
 準則

建物の区分所有等に関する法律
 不動産登記法
 不動産登記法施行令
 不動産登記法施行細則
 不動産登記事務取扱手続準則

目次

| | | |
|----|-----------------------|----|
| 第一 | はじめに | 一 |
| 第二 | 建築物の構造 | 三 |
| 一 | 総説 | 三 |
| 二 | 木造(木構造) | 五 |
| 三 | 鉄骨造(鉄骨構造、鋼構造) | 六 |
| 四 | 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 | 八 |
| 五 | 各種ブロック造 | 九 |
| 六 | 基礎 | 二〇 |
| 七 | 仕上げ | 二 |
| 一 | 屋根 | 二 |
| 二 | 壁 | 三 |
| 三 | 天井 | 三 |
| 四 | 床 | 四 |
| 五 | 建具 | 五 |
| 六 | 造作 | 六 |
| 七 | 設備工事 | 七 |
| 第三 | 建築工程 | 八 |
| 第四 | 建築物の要件 | 九 |
| 一 | 総説 | 九 |
| 二 | 外気分断性 | 一〇 |
| 一 | 周壁の有無、程度 | 一〇 |
| 二 | 材質の耐久性 | 一〇 |
| 三 | 準則等による例外的な取扱い | 一〇 |
| 四 | 駐車場の取扱い | 一〇 |
| 三 | 定着性 | 一〇 |
| 一 | 固着性 | 一〇 |
| 二 | 船を利用した建造物 | 一〇 |
| 三 | 土地以外への固着 | 一〇 |
| 四 | 永続性 | 一〇 |
| 四 | 用途性 | 一〇 |

第五 建物の個数

- 一 総説 二五
- 二 利用上・構造上の一体性 二六
- 三 利用上の一体性 二三
- 四 構造上の一体性 二五
- 五 地下街の建物 二〇
- 六 主たる建物と附属建物 二三

第六 区分建物

- 一 総説 二六
- 二 一棟の建物の部分であること 二六
- 三 構造上の独立性 二四
- 四 利用上の独立性 二〇
- 五 専有部分と共用部分
 - 1 総説 二五
 - 2 法定共用部分 二五
 - 3 規約共用部分 二五
 - 4 規約敷地 二五

第七 建物の変動

- 一 総説 二六
- 二 増築 二六
- 三 建物の合体 二五

四分棟

- 五 曳行移転 二〇
- 六 減失
 - 1 取りこわし 二七
 - 2 焼失 二五
 - 3 移築 二六

第八 種類

- 一 総説 二七
- 二 各説
 - 1 居室・車庫 二八
 - 2 店舗・料理店・事務所・研究所 二八
 - 3 寄宿舎・共同住宅 二九
 - 4 旅館・ホテル・保養所 二九
 - 5 工場・作業所 二九
 - 6 倉庫・物置 二九
 - 7 納屋 二九
 - 8 駐輪場 二九
 - 9 駐車場 二九
 - 10 校舎・講堂・体育館・保育所・教習所 二九
 - 11 病院・診療所 二九

第九 構造(構成材料)

- 一 総説 二七
- 二 各説
 - 1 土蔵造 二九
 - 2 石造 二九
 - 3 れんが造 二九
 - 4 木造 二九
 - 5 コンクリートブロック造 二九
 - 6 鉄骨・軽量鉄骨造 二九
 - 7 鉄筋コンクリート造 二九
 - 8 鉄骨鉄筋コンクリート造 二九
 - 9 アルミニウム板葺・ステンレス板葺 二九
 - 10 ガラス板葺 二九
 - 11 ビニール板葺 二九
 - 12 ルーフィング葺 二九
 - 13 石板葺 二九
 - 14 張力膜屋根 二九
 - 15 空気膜屋根 二九
 - 16 野球場・競馬場・競技場・練習場 三〇
 - 17 畜舎 三〇
 - 18 給油所 三〇
 - 19 本殿・拝殿等 三〇
 - 20 スレート葺 三〇
 - 21 瓦葺 三〇
 - 22 亜鉛メッキ鋼板葺 三〇
 - 23 草葺 三〇
 - 24 陸屋根 三〇
 - 25 コンクリート板葺 三〇
 - 26 コンクリート屋根 三〇
 - 27 銅板葺 三〇

第十一 階数

- 一 総説 二七
- 二 各説 二六

第十 構造(屋根)

- 二六



第一 はじめに

私たちは、建物を基礎として生活を維持しています。建物は、土地の定着物ですが、わが国では、土地とは区別され、独立の不動産として取引されています。そして、その取引の安全と円滑を図るために、それぞれの建物について登記簿を設け（不登法一四条）、その現況、すなわち、建物の所在、種類、構造、床面積等を公示しています。これらの事項は、登記官が認定しなければなりません。その認定は、統一的行うことが必要です。この表示登記教材は、このような建物の認定に関する事務処理の参考に供することを目的として作成されたものです。

第十二 床面積

一 総説

二 各説

第十三 おわりに

資料編

(法令の部)

(先例の部)

| | |
|-------|-----|
| | 三〇三 |
| | 三〇四 |
| | 三〇五 |
| | 三〇六 |
| | 三〇七 |
| | 三〇八 |
| | 三〇九 |
| | 三一〇 |
| | 三一一 |
| | 三一二 |
| | 三一三 |
| | 三一四 |
| | 三一五 |
| | 三一六 |
| | 三一七 |
| | 三一八 |
| | 三一九 |
| | 三二〇 |
| | 三二一 |
| | 三二二 |
| | 三二三 |
| | 三二四 |
| | 三二五 |
| | 三二六 |
| | 三二七 |
| | 三二八 |
| | 三二九 |
| | 三三〇 |
| | 三三一 |
| | 三三二 |
| | 三三三 |
| | 三三四 |
| | 三三五 |
| | 三三六 |
| | 三三七 |
| | 三三八 |
| | 三三九 |
| | 三四〇 |